

ID: 98

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	高根沢町妊産婦医療費の助成に関する条例 第4条		
例規番号	昭和48年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する妊産婦のうち、町長が交付する妊産婦医療費受給資格証を有する者とする。</p> <p>(1) 高根沢町の区域内に住所を有する妊産婦(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により高根沢町の区域内に住所を有するものとみなされる者</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 町長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、第1号に掲げる額から、第2号に掲げる額を控除した額を助成対象者の申請に基づき助成するものとする。</p> <p>(1) 助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額</p> <p>(2) 前号の一部負担金等に係る医療機関等(薬局を除く。)の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額(その額が500円を超える場合は、500円)の合計額</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日